

議第78号

三島市議会議員及び三島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

三島市議会議員及び三島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年三島市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「三島市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条の2中「(三島市長の選挙の場合に限る。)」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市議会議員及び三島市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年9月6日提出

三島市長 豊岡 武士